

禪宗の傳統に就て

伊 藤 古 鑑

先づ傳燈の意味から説明して見ると、傳燈とは、大法を傳へて、護持相續するといふ意味で、燈とは法燈といひ、燈火の喩へからきたものであらう。恰かも燈火が暗夜を照破するが如く、無明の暗愚を照破する大法を燈といふたものに相違ない。

そこで、この燈といふ語を経論に就て、しらべて見ると、いろ／＼のものに出てるが、そのなか代表的のものは、『維摩經菩薩品』第四に次ぎの如く出てゐる。

「維摩詰言、諸姉有法門、名無盡燈、汝等當學、無盡燈者、譬如一燈燃百千燈、冥者皆明、明終不盡、如是諸姉、夫一菩薩開導百千衆生、令發阿耨多羅三藐三菩提心、於其道意、亦不減盡、隨所說法、而自增益一切善法、是名無盡燈也、汝等雖住魔宮、以是無盡燈、令無數天子天女發阿耨多羅三藐三菩提心者、爲報佛恩、亦大饒益一切衆生」

この無盡燈に就ての意味を考へて見ると、横の無盡と、豎の無盡との二種に分れるであらう。す

なほち、空間的に、無限の廣さに向つて傳播するといふ意味を横の無盡といひ、時間的に無限の長さに向つて持續するといふ意味を豎の無盡と名けることが出來よう。而して前に擧げた『維摩經』の經文は、もちろん横の無盡である。

この横の無盡は、華嚴の重々無盡主伴具足といったやうな關係で、横へ同時に無限の廣さで傳法せらるゝ意味であるが、禪宗に於ける傳燈は、この意味に於ては説かれてゐない。主として豎の無盡を説き、時間的に長無盡を主張し、無限に傳燈護持するやうに勧められてゐる。

二

しかし、この無盡燈の語は、あながち豎の無盡とか横の無盡とかに限られてゐない。たとへば、『馬祖語錄』に出てゐる語の如きは、

「只如今行住坐臥、應機接物、盡是道、道卽是法界、乃至河沙妙用、不出法界、若不然者、云何言心地法門、云何言無盡燈、一切法皆是心法、一切名皆是心名云々」

といひ、これは無盡燈の語で以て、禪宗の法門の意味に取つてゐる。禪宗の法門は横にも無盡、豎にも無盡、無盡に暗夜を照破する心地の法門であるといひ、こゝに心地の大光明を無盡燈と稱したと取れる。

ところで、今は傳燈といひ、豎の無盡を主として説き、禪宗の法門を傳燈相續するといふ意味に

依つて述べて見よう。

先づ此の傳燈の語の説明として、『祖庭事苑』第八卷の「釋名識辨」の文を讀んで見ると、傳燈といふ語に就て、次ぎのやうな解釋が加へられてゐる。

「般若四百八云、大者善現、謂舍利子言、諸佛弟子、凡有所說、一切皆承佛威神力、何以故、舍利子、如來爲他宣說法要、與諸法性、常不相違、諸佛弟子、依所說法、精勤修學、證法實性、由是爲他有所宣說、皆與法性能不相違、故佛所言、如燈傳照」

こゝに『祖庭事苑』には、「般若四百八」とあるが、これは誤りであつて、『大般若經』四百六卷の始めに出てゐる經文で、「佛の所言は、燈の照を傳ふるが如し」とあるのが、傳燈の文字の經典にあらはれた本據であると見たものであらう。

しかし、禪宗の傳燈では、たゞ佛の所言のみではない。佛の證悟せられた心を自己も證悟し、それを傳燈護持するところに、以心傳心の傳燈があるので、これを達磨は『血脉論』に、「前佛後佛、以心傳心、不立文字云々」といふてゐる。しかし、この『血脉論』は、恐らく達磨の眞撰でないにしても、この意味のことは、古くからあつたものである。すなはち『六祖壇經』にも、「法則以心傳心、皆令自悟自解」といひ、また「佛佛惟傳本體、師師密付本心」といふてゐるが、これは禪宗の宗旨は、他から教へて貰ふのではなく、自悟自解すべきもので、これが果して本心に契ふか

否かは、明眼の宗匠から證明され、そこに大法傳持となり、相承相續となるといふのである。これも『六祖壇經』のなかに、玄覺の因縁が擧げられてゐる。

「永嘉玄覺禪師、温州戴氏子、少習經論、精天台止觀門、因看維摩經、發明心地、偶師弟子玄策相訪、與其劇談、出言暗合諸祖、策云、仁者得法師誰、曰我聽方等經論、各有師承、後於維摩經悟佛心宗、未有證明者、策云、威音王已前即得、威音王已後、無師自悟、盡天然外道、曰願仁者爲我證據、策云、我言輕、曹溪有六祖大師、四方雲集、並是受法者、若去則與偕行、覺遂同策來參云々」

これに依つて玄覺は六祖の法を嗣いたのであるが、法は自證自悟、頓悟頓修すべき性質のもので、飽くまでも自己が自己の心地を開拓すべきものであつて、他人の世話厄介になつてはならぬといふのである。

三

次に、法は自證自悟であつても、それを證明する明師が必要である。否、明師に就て參禪の要路を知り、自己の田地に鍬を入れることが必要であらう。而して、法そのものは、元來、悟るの悟らないのと云ふべき沙汰のものではない。法は自の本心本性であつて、迷ふも自家の本心であれば、悟るも自家の本心である。この自家の本心本性をそのまゝあらはせば、それが佛法である。何の奇特か

これ有らん。「平常心是道」である。我等の日常底、二六時中、この佛法を離れてはならぬ。佛法のなかにあつて、常に行住坐臥してゐるのであるから、「在在處處、即爲有佛」である。何をか迷ひ、何をか悟らんや、たゞ「本既無迷、悟亦不立」であつて、たゞ迷悟なき自家の寶藏を打開し、用ひ得て一生受用不盡底ならば、それが眞の解脱であることは論を俟たぬ。従つて、別に他から授けらるべき法とはなく、また、それを傳ふべき法門とてない筈のものである。

しかし、傳ふべき法門なしといへばとて、決して單なる「無し」であつてはならぬ。また、その反對に「有り」といふも、もとより實我實法の妄見であつてはならぬ。古徳も「祖門中には、もとより失せざるが故に、而今受けず、受くと雖も、而も受るまゝに、受くべきの法なし、授くと雖も而も授くるまゝに、授くべきの人なし」といふてゐるが、蓋し傳燈の本旨を巧みにあらはした語といへよう。

尙ほこゝで、是非とも一言しなければならぬのは、傳法に關して、師資面授といふことである。顔顔相對して、一人の師匠と、一人の弟子とが相對坐したときに行はれる嗣法といふことである。すなはち、日本の道元には、『正法眼藏』に面授の一卷がある。その内容は、親付面授の由來正しきことを述べたもので、これに關聯して説かれた道元の著述として、『正法眼藏』に、授記の卷、嗣法の卷がある。これに就ての眞偽の問題も議論されてゐるが、兎に角、面授、授記、嗣法の三卷

は一讀すべき書であらう。また傳衣の卷、袈裟功德の卷も、同じく傳法授受のことに關して述べられたものである。

由來、この曹洞禪に於ては、傳燈の問題に就て非常に騒がれた議論があつた。それは日本中古、この嗣法のことが大に亂れて、面授面稟であるべき一大事が蹂躪せられ、こゝに舊師を轉換し、他師より重授し、または代授するが如き、宗門として許されざるべきことを敢へてなし、滔々としてその弊害が救ふべからざる状態に立ち到つたのである。始め道元の開創より二百年、殆んどかゝる弊風はなかつたものが、應仁の亂の頃より、國家は亂麻の状態に陥り、宗門の統制上にも少なからぬ影響を受け、師資單傳であるべきものが、利害關係に左右せられ、一師印證であるべきものが情實問題に打破せられ、全く道元の高祖道は頽廢したといふのであつた。こゝにこれを大に慨いた永平の光紹智堂が『永平大清規』を開板し、禪規の存在を知らしめ、その實行を説き、また一面、叡山道白があらはれて『永平廣錄』を開板し、高祖道の復古運動を説き、『正法眼藏』『瑩山清規』をも祖述し、終に元祿十六年、彼れが挺身的努力に依つて、師資面授、一師印證の嗣法といふことになつたのは、まことに宗門として喜ぶべきことであつたといはねばならぬ。

四

禪宗の傳燈は師資面授に限る。一師印證でなくてはならぬ。恐らくは前述の如き弊風の起りは、

一面、他の教宗の付法相承に影響せられて、禪の宗門にも、一大汚點を加へたものであらう。他の教宗といつても、特に天台宗の如きは、面授を説かない。たとへ面授を説いても、その付法相承が面授になつてゐない。たとへ經典を讀んで、自己が悟れりとなし、それにて釋尊から親聞し、直接されたなどいふのである。また龍樹の論部を讀んで、大に悟るところがあつたとなし、直ちに龍樹より法を相承したかの如く説くので、我が禪門よりいへば、かゝることは斷じて許されないことである。

また、日本に於ける大日能忍の如き、その弟子の練中と勝辨とを宋に遣はし、育王山の拙菴徳光に謁せしめ、その所悟の見解を呈し、印證を受けたといふが如きことも、禪の正宗からいへば、大に議論のあることであらう。禪の傳燈は、飽くまでも面授親付であつて、明師の室中に於ける嗣法相續でなくてはならぬ。

また、天台に於ける密教の如く、その法系は種々なる灌頂にて相違するやうに、多師に依つて相承することは斷じて許されない。一師印證であるといふことが宗門の嚴規鐵則であるといはねばならぬ。

しかも、この嗣法の問題の如きは、あまりに公々然と議論を立て、いろいろと説明すべき性質のものではなからう。ところが、不幸にも、曹洞禪の如きは、面授親付が亂れたると同時に、また一

面に於て、嗣書とか、大事とか、血脈とかの問題を議論し、この三物の輕重とか、その起原に關して、上古には有つたとか、無かつたとかの問題まで引き起したのである。すなはち、これは元祿年間宗統復古に關聯して起つた問題で、卍山の『洞門衣衲集』『對客隨筆』『對客禪話』『菩薩戒口訣』『菩薩大事圖說』等にあらはれ、また同時代の梅峰竺信が『林丘客話』『洞上劇譚』等にも論じ、それ以後の洞上の學者は、殆んど此の問題を論ぜないものはなく、その論議は全く、その歸趣するところを知らずといつた觀がある。

もとより、この問題は單純な議論で終るべきものでなく、事苟くも傳燈相續の重大事であるから、より已上に劇論を戦はしたものであらうと思はれるが、しかし、實際は、かゝることを公々然と口に説き、筆にあらはし、説を左右にし、論を是非するに至つては、決して宗門として喜ぶべきことではなかつたであらう。

その上、曹洞禪には、『洞上室内口訣』とか、『三物祕辨』とかいひ、室内に於ける作法口訣、傳授切紙などを云爲するに至つては、全く禪の面目はなく、眞言密教の模倣にして、しかも其の拙なるに驚かざるを得ないのである。これよりも寧ろ、道元の根本のところに立ち還り、種々なる議論をなさず、密々として傳へ、黙々として宗門の權威を失墜せしめず、一師相傳は、世間に於ける君臣父子の道と同じく、一旦、師弟の因縁を結びたる已上は、これを斷じて改めないといふところ

に、法の尊嚴が保持されるのではなからうか。況んや大法の相續護持、すなはち、傳燈の一大事に關しては、特に心して、輕々にすべき問題ではなかつたことゝ信ずる。

五

次に、禪宗の傳燈は、前にもいへる如く、豎の無盡を説き、時間的に長無盡を主張し、無限に傳燈相續せしめなければならぬので、こゝに法門の斷絶を極端に恐れるのである。これは必らずしも禪の宗門のみに限らず、佛法の相續護持に關して、先づ『大智度論釋囑異品』第九十に、般若を囑累する所以を説き、斷種してはならぬといふ意味のことが書かれてゐる。

「汝當教化弟子、弟子復教餘人、展轉相教、譬如一燈復然餘燈、其明轉多、莫作最後斷種人者、世人有子、若不紹繼、則名斷種、最爲可耻云々」

この『大智度論』の本文にも傳燈のことが出てゐて、しかも豎の無盡を明かし、付法斷絶は耻づべきのことを説いてゐるが、我が禪宗に於ても、大法を相續した限りは、必らず無限長に、その法門を相續護持せしめなければならぬと説き、若し付法斷絶せしめば、斷種の大罪人であつて、これは宗門上、大に考へなければならぬ問題とされてゐる。

しかし、そうかといふて、自己よりも已下の弟子に付法するといふことは、法として斷じて好ましからぬことで、法の低下は、斷種よりも、より已上に大罪を犯したことにすらならう。すなはち、

『人天眼目』にも三種師子といふて、次ぎの如きことが説かれてゐる。

「浮山圓鑑示衆云、汾陽有師子句、其師子有三種、一超宗異目、二齊眉共躡、三影響音聞、若超宗異目、見過於師、可爲種草方堪傳授、若齊眉共躡、見與師齊、減師半德、若影響音聞、野于倚勢、異類何分、所以先德付囑云、若當相見、切須子細窮勘、不得鹵莽、恐誤後人之印可也」

師匠が弟子に法を印可するに、見、師に過ぎたるものでないと、傳授するに堪へぬといはれてゐるのは、實に尊いことである。これは瀉山と仰山との問答のところにも出てゐるが、たゞ無暗に付法の弟子を多く作るといふのが法に忠實であるとはいへない。眞に大法を思ふ人であるならば、敢へて斷種の罪に問はれても致方がない。自己已上のものでなくては、斷じて許さぬといふ毅然たる態度こそ、まことに千古に輝く宗門の尊嚴そのものではなからうか。

禪は、決して輕心、慢心のものゝ傳授さるべきものではない。若し不幸にして、付法の弟子なくば、寧ろその師徳の足らざるところを耻ぢ、ますゝ徳を後世に残すといふ行履も、また宗門として尊いところがあるではなからうか。『禪苑清規』の第七卷に、尊宿住持の一章がある。それを讀んで見ると、

「代師揚化、表異知事、故云、傳法各處一方、續佛慧命、斯曰住持、初轉法輪、命爲出

世、師承有據、乃號傳燈云々」

こゝにも傳燈のことが書かれてゐる。「佛に代つて化を揚げよ」とあるが、その實は、釋尊に代るのではなく、自己が釋尊であらねばならぬ。面授面稟に依つて、釋尊の精神が、その身に活躍する。師資何十代を隔て、幾千年を經過するとも、大法相續のその時に、靈山の拈華はあらはれ、嵩山の得髓も現成し、黃梅の傳衣も、その場に面授せらるゝといふので、こゝに、一時に海印炳現するものといはねばならぬ。

かくして、釋尊の面目も全現成し、達磨の眞骨頂も、永遠に生き、六祖も、臨濟も、等しくその身に活躍し、一舉手一投足が、堅にも横にも、無盡に繰りひろげられ、そこには最早や堅の無盡も、横の無盡も、その區別は立たぬ。盡十方に佛光明となつて輝き、通三世に佛音聲となつて顯れ、温き宗教的情操ともなつて教化し、利益するところに、眞個の傳燈者としての使命が果されるのではなからうか。